

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則 （4・1 揭示）	1

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年4月1日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第27号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第3条の2の表中「危機管理・防災指導監」を「危機管理指導監」に改め、「及び防災対策」を削り、「地震防災指導監」を「防災指導監」に改める。

第9条第1項第1号中「重要と」を「重要であると」に改める。

別表第1中3の(15)の項を3の(16)の項とし、3の(14)の項を3の(15)の項とし、3の(13)の項を3の(14)の項とし、3の(12)の項を3の(13)の項とし、同表の3の(11)のウのウの項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表中3の(11)の項を3の(12)の項とし、3の(10)の項を3の(11)の項とし、3の(9)の項を3の(10)の項とし、同表の3の(8)のウのウの項中「危機管理・防災指導監、地震防災指導監」を「危機管理指導監、防災指導監」に改め、同表中3の(8)の項を3の(9)の項とし、3の(7)の項を3の(8)の項とし、3の(6)の項を3の(7)の項とし、3の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。												〃
-------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

別表第1の5の(8)の項、12の(1)の項、12の(3)の項から12の(5)の項まで、12の(15)の項、12の(18)のキの項、12の(18)のクの(イ)の項、12の(18)のサの(ウ)の項、12の(18)のシの項、12の(18)のセの(ウ)の項及び12の(20)の項中「適当と」を「適当であると」に改め、同表備考2及び備考3中「3の(4)、(5)、(8)、(9)及び(11)」を「3の(4)から(6)まで及び(9)から(12)まで」に改め、同表備考5中「危機管理・防災指導監、地震防災指導監」を「危機管理指導監、防災指導監」に、「3の(4)、(5)、(8)、(9)及び(11)」を「3の(4)から(6)まで及び(9)から(12)まで」に改め、同表備考8中「適当と」を「適当であると」に改め、同表備考9中「3の(4)から(7)まで、(9)、(10)及び(11)のウ」を「3の(4)から(8)まで及び(10)から(12)のウまで」に改め、同表備考10中「3の(4)から(11)のウまで」を「3の(4)から(12)のウまで」に改める。

別表第2中38の項を39の項とし、37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、35の項を36の項とし、34の項を35の項とし、同表の33の項中「35」を「36」に改め、同項を同表の34の項とし、同表中32の項を33の項とし、31の項を32の項とし、30の項を31の項とし、29の項を30の項とし、28の項を29の項とし、同表の27の項中「26」を「27」に、「適当と」を「適当であると」に改め、同項を同表の28の項とし、同表の26の項中「28、29及び33」を「29、30及び34」に改め、同項を同表の27の項とし、同表の25の項中「33」を「34」に、「及び公課費」を「、償還金、利子及び割引料並びに公課費」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の24の項を同表の25の項とし、同表の23の項中「適当と」を「適当であると」に改め、同項を同表の24の項とし、同表中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13 再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。	○		〃
------------------------------------	---	--	---

別表第2備考17中「31及び35」を「32及び36」に改め、同備考を同表備考18とし、同表備考16中「18」を「19」に改め、同備考を同表備考17とし、同表備考15中「30、32、34及び36」を「31、33、35及び37」に改め、同備考を同表備考16とし、同表備考14中「27」を「28」に改め、同備考を同表備考15とし、同表備考13中「17」を「18」に改め、同備考を同表備考14とし、同表備考12中「20、21及び27」を「21、22及び28」に改め、同備考を同表備考13とし、同備考の前に次のように加える。

10 高知県農業技術センター山間試験室に属する職員に係る11から18までの事項については、山間試験室長が専決するものとする。

11 高知県農業技術センター山間試験室に係る28の事項については、山間試験室長が専決するものとする。

12 高知県立農業高等学校の短期研修に係る2、5から7まで、9、10、21から27まで及び30から37までの事項については、短期の研修部門を所管する副校長が専決するものとする。

別表第2備考11中「27」を「28」に改め、同備考を同表備考9とし、同表備考10中「17」を「18」に改め、同備考を同表備考8とし、同表備考9中「18」を「19」に改め、同備考を同表備考7とし、同表備考8中「27」を「28」に改め、同備考を同表備考6とし、同表備考4から備考7までを削り、同表備考3中「高知県播多福祉保健所地域支援室」を「高知県播多福祉保健所地域支援室」に、「11から14まで及び16から18まで」を「11から15まで及び17から19まで」に改め、同備考を同表備考5とし、同表備考2中「11から14まで及び16から18まで」を「11から15まで及び17から19まで」に改め、同備考を同表備考4とし、同表備考1の次に次のように加える。

2 東京事務所総務課に属する職員(総務課長、プロジェクトマネージャー及びプロジェクトマネージャーの担当する事務に従事する職員を除く。)に係る11から15まで及び17から19までの事項については、当該総務課長が専決するものとする。

3 東京事務所及び大阪事務所に属する職員のうち、プロジェクトマネージャーの担当する事務に従事する職員に係る11から15まで及び17から19までの事項については、プロジェクトマネージャーが専決するものとする。

別表第3の1の(4)の表2の(2)の項中「別表第1の3の(14)」を「再任用短時間勤務職員及び別表第1の3の(15)」に改め、同表の2の(1)の表中3の項から10の項までを削り、11の項を3の項とし、12の項を4の項とし、同表の2の(3)の表5の項中「その他」を「1から4までの事項以外の」に改め、同表の2の(3)の表に次のように加える。

6 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 猟銃等の製造及び販売の事業の許可の取消し及び停止命令(法第20条において準用する法第6条及び第15条)				○													
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。					○												

7 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 指定試験機関に試験事務を行わせること。(法第31条の3第1項)					○												
	(2) 火薬類の製造及び販売営業の許可の取消し及び停止命令(法第44条及び第56条の2)					○												
	(3) (1)及び(2)の事項以外の法に関すること。						○											
8 高圧ガス保安法(昭和26年法律204号。以下この項において「法」という。)に関する事務	(1) 指定完成検査機関の指定(法第20条第1項ただし書及び第78条の4)					○												
	(2) 高圧ガス保安協会への製造保安責任者免状及び販売主任者免状に関する事務の委託(法第29条の2第1項)					○												
	(3) 指定試験機関に製造保安責任者試験及び販売主任者試験の実施に関する事務を行わせること。(法第31条の2第1項)					○												
	(4) 指定保安検査機関の指定(法第35条第1項第1号及び第78条の4)					○												
	(5) 第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者に対する許可の取消し及び製造又は貯蔵の停止命令(法第38条第1項)					○												
(6) 指定完成検査機関に対する指定の取消し及び業務の停止命令(法第58条の30及び第78条の4)					○													

	(7) 指定輸入検査機関に対する指定の取消し及び業務の停止命令（法第58条の30の2第2項において準用する法第58条の30及び法第78条の4）			○															
	(8) 指定保安検査機関に対する指定の取消し及び業務の停止命令（法第58条の30の3第2項において準用する法第58条の30及び法第78条の4）			○															
	(9) (1)から(8)までの事項以外の法に関すること。					○													
9 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 液化石油ガス販売事業の登録の取消し及び停止命令（法第26条）			○															
	(2) 保安機関の認定の取消し（法第35条の3）			○															
	(3) 認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が基準に適合していないと認めるときの認定の取消し（法第35条の10第1項）			○															
	(4) 貯蔵施設、特定供給設備又は充填設備の許可の取消し及び使用の停止命令（法第37条の7第1項）			○															
	(5) 高圧ガス保安協会等への液化石油ガス設備士免状に関する事務の委託（法第38条の4の2第1項）			○															

	(6) 指定試験機関に液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行わせること。（法第38条の6第1項）			○															
	(7) (1)から(6)までの事項以外の法に関すること。					○													
10 ガス事業法（昭和29年法律第51号）に関する事務	一般ガス事業者及び簡易ガス事業者の他人の土地への立入り並びに植物の伐採及び移植による損失の補償に係る裁定（ガス事業法第45条第2項）			○															
11 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に関する事務	電気工事士免状の交付その他の電気工事士法に関すること。					○													
12 電気工事業者の業務の適正化に関する法律（昭和45年法律第96号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 登録電気工事業者の登録の取消し及び事業の停止命令並びに通知電気工事業者の事業の停止命令（法第28条第1項及び第2項）			○															
	(2) (1)の事項以外の法に関すること。					○													
13 電気事業法（昭和39年法律第170号）に関する事務	電気事業者の他人の土地等の一時使用、他人の土地への立入り並びに植物の伐採及び移植による損失の補償に係る裁定（電気事業法第170条第2項）			○															

号) に関 する事務	償に係る裁定（電気事業法 第63条第1項）																			
---------------	--------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(1)の表4の(3)の項中「相当と」を「相当であると」に改め、同表の3の(2)の表1の(4)の項を次のように改める。

(4) 地域医療支援病院の 業務に関する報告書の受 理及び公表（法第12条の 2）																				
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(5)の表2の(2)の項及び2の(3)の項を削り、同表の3の(5)の表2の(4)の項中「から(3)まで」を削り、同項を同表の3の(5)の表2の(2)の項とし、同表の3の(5)の表14の項を次のように改める。

14 障害者 の日常生 活及び社 会生活を 総合的に 支援する ための法 律（平成 17年法律 第123号） に関する 事務	障害者の日常生活及び社 会生活を総合的に支援する ための法律に関すること （自立支援医療（同法第5 条第23項に規定する自立支 援医療をいう。）のうち育 成医療（障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支 援するための法律施行令 （平成18年政令第10号）第 1条の2第1号に規定する 育成医療をいう。）に係る ものに限る。）。																			
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の3の(6)の表26の(3)の項中「飼養許可」を「飼養の許可」に改め、同表の3の(6)の表26の(9)の項中「飼い主」を「飼い主等（特定動物の飼養又は保管の許可を受けた者を除く。）」に、「飼養施設」を「飼養施設等」に改め、同表の3の(6)の表26の(10)の項中「並びに犬及び猫の飼養等に要した費用」を削り、「並びに手数料及び当該費用の」を「及び」に改め、同表の3の(6)の表28の(14)の項中「(13)」を「(18)」に改め、同項を同表の3の(6)の表28の(19)の項とし、同表の3の(6)の表28の(13)の項中「と畜場法施行令」を「政令」に改め、同項を同表の3の(6)の表28の(18)の項とし、同項の前に次のように加える。

(15) 解体後検査を行う場 合における皮革の原料と しての牛の皮の持ち出し の許可（政令第5条第1 項第1号）																				
(16) 解体後検査を行う場 合における牛の改良増殖 の目的のための牛の卵巣																				

の持ち出しの許可（政令 第5条第1項第2号）																				
(17) 解体後検査を行う場 合におけるその所有者又 は管理者が焼却するた めの獣畜の肉等の全部又 は一部の持ち出しの許可 （政令第5条第1項第3 号）																				

別表第3の3の(6)の表28の(12)の項中「と畜場法施行令（昭和28年政令第216号）」を「と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下この項において「政令」という。）」に改め、同項を同表の3の(6)の表28の(14)の項とし、同表の3の(6)の表中28の(11)の項を28の(13)の項とし、28の(10)の項を28の(12)の項とし、28の(9)の項を28の(11)の項とし、28の(8)の項を28の(10)の項とし、28の(7)の項を28の(9)の項とし、28の(6)の項を28の(8)の項とし、28の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 作業衛生責任者の届 出の受理（法第10条第2 項において準用する法第 7条第6項）																				
(7) 作業衛生責任者の解 任の命令（法第10条第2 項において準用する法第 8条）																				

別表第3の4の(3)の表1の(1)のオの項中「障害者自立支援法施行令第1条第2号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第2号」に改め、同表の4の(3)の表4の(2)の項中「から第26条の3まで」を「、第24条、第26条の2及び第26条の3」に、「第27条第1項及び第2項」を「第27条」に改め、同表の4の(3)の表4の(6)の項中「入院措置」を「(4)及び(5)の入院措置」に改め、同表の4の(3)の表4の(7)の項中「に基づく」を「に基づく(4)の」に改め、同表の4の(3)の表4の(8)の項中「措置入院者等からの入院に要する」を「(4)及び(5)の入院措置に要した」に改め、同表の4の(3)の表4の(21)の項中「措置入院者」を「(4)による措置入院者」に改め、同表の4の(3)の表6の項中「障害者自立支援法（）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（）」に改め、同表の4の(3)の表6の(14)の項中「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改め、同表の4の(3)の表6の(15)の項中「障害者自立支援法施行令第1条第1号」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の2第1号」に改め、同表の4の(3)の表14の(20)の項中「(19)」を「(22)」に改め、同項を同表の4の(3)の表14の(23)の項とし、同表の4の(3)の表14の(19)の項中「相当と」を「相当であると」に改め、同項を同表の4の(3)の表14の(22)の項とし、同表の4の(3)の表中14の(18)の項を14の(21)の項とし、14の(17)の項を14の(20)の項とし、14の(16)の項を14の(19)の項とし、14の(15)の項を14の(18)の項とし、同項の前に次のように加える。

(17) 計画相談支援給付費の市町村に対する請求（規則第10条の2第2項）													○			〃
---------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	---

別表第3の4の(3)の表中14の(14)の項を14の(16)の項とし、14の(13)の項を14の(15)の項とし、14の(12)の項を14の(14)の項とし、14の(11)の項を14の(13)の項とし、14の(10)の項を14の(12)の項とし、14の(9)の項を14の(11)の項とし、14の(8)の項を14の(10)の項とし、14の(7)の項の次に次のように加える。

(8) 計画相談支援に係る契約の締結（規則第6条の3第1項及び第2項）														○		〃
(9) 計画相談支援に係る障害福祉サービス受給者証の内容の変更の届出の受理（規則第6条の3第3項）														○		〃

別表第3の4の(3)の表20の(1)の項中「相当と」を「相当であると」に改め、同表の4の(5)の表2の項中「高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）」を「高知県子ども条例（平成25年高知県条例第1号）」に、「高知県子どもの環境づくり推進委員会」を「高知県子どもの環境づくり推進委員会」に改め、同表の4の(5)の表に次のように加える。

3 高知県子ども・子育て支援会議設置条例（平成25年高知県条例第30号）に関する事務	高知県子ども・子育て支援会議に関すること。													○		
--	-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第3の4の(6)の表2の(3)の項中「障害者自立支援法第5条第13項」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第12項」に改め、同表の4の(6)の表7の項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同表の4の(6)の表7の(2)の項中「、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者」を「及び指定障害者支援施設等の設置者等」に、「（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）」を「及び同条第3項において読み替えて準用する法第48条第1項」に改め、同表の5の(1)中「文化・国際課」を「文化推進課」に改め、同表の5の(1)の表6の項を削り、同表の5の(1)の表7の項を同表の5の(1)の表6の項とし、同表の5の(5)の表(3)の項及び(4)の項中「高知県新情報ハイウェイ」を「高知県情報ハイウェイ」に改め、同表中5の(5)を5の(6)

とし、5の(4)を5の(5)とし、5の(3)を5の(4)とし、同表の5の(2)の表1の(1)の項中「及び業務提供誘引販売業を行う者並びに」を「、業務提供誘引販売業を行う者及び購入業者並びに通信販売電子メール広告受託事業者、」に、「及び第57条」を「、第57条及び第58条の13」に改め、同表の5の(2)の表14の項を次のように改める。

14 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(1) 特定非営利活動法人の設立の認証（法第9条及び第10条第1項）													○		
	(2) 特定非営利活動法人の仮理事の選任（法第9条及び第17条の3）													○		
	(3) 特定非営利活動法人の特別代理人の選任（法第9条及び第17条の4）													○		
	(4) 特定非営利活動法人の解散の認定（法第9条及び第31条第2項）													○		
	(5) 解散した特定非営利活動法人の残余財産の譲渡の認証（法第9条及び第32条第2項）													○		
	(6) 特定非営利活動法人の合併の認証（法第9条及び第34条第3項）													○		
	(7) 特定非営利活動法人の合併の認証の取消し（法第9条及び法第39条第2項において準用する法第13条第3項）													○		
	(8) 特定非営利活動法人に対する報告の徴収及び検査（法第9条及び第41条第1項）													○		
	(9) 特定非営利活動法人に対する改善命令（法第9条及び第42条）													○		

(10) 特定非営利活動法人の設立の認証の取消し（法第9条並びに第13条第3項並びに第43条第1項及び第2項）			○																
(11) 特定非営利活動法人の認定及び仮認定（法第9条並びに第44条第1項及び第58条第1項）			○																
(12) 認定特定非営利活動法人の有効期間の更新（法第9条及び第51条第2項）			○																
(13) 認定特定非営利活動法人等の合併の認定（法第9条並びに第63条第1項及び第2項）			○																
(14) 認定特定非営利活動法人等に対する報告の徴収及び検査（法第9条並びに第64条第1項及び第2項）			○																
(15) 認定特定非営利活動法人等に対する勧告及び命令（法第9条並びに第65条第1項、第2項及び第4項）			○																
(16) 認定特定非営利活動法人に対するその他の事業の停止命令（法第9条及び第66条第1項）			○																
(17) 認定特定非営利活動法人等に対する認定及び仮認定の取消し（法第9条並びに第67条第1項及び第2項並びに同条第3項において読み替えて準			○																

用する同条第1項及び第2項）																			
(18) (1)から(17)までの事項以外の法に関すること。								○											

別表第3の5の(2)の表17の(3)の項中「第21条第1項」を「第44条第1項」に改め、同表の5の(2)を同表の5の(3)とし、同表の5の(1)の次に次のように加える。

(2) 国際交流課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者						合議先	備考
		知事	専決権者				受任者		
			副知事	部長	副部長等	課長			
旅券法（昭和26年法律第267号）に関する事務	一般旅券の発給の申請の外務大臣への提出その他の旅券法に関すること。					○			

別表第3の6の(2)の表2の項中「第4条第1項及び第10項」を「第4条第1項及び第12項」に改め、同表の9の(6)の表4の項を次のように改める。

4 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律	(1) 地域米穀事業者に対する勧告及び命令（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第9条及び政令第7条第1項）			○					
（平成21年法律第26号）及び米穀等の取引等	(2) 政令第7条第1項、第3項及び第4項の規定により都道府県知事が行う事務のうち、(1)の事項以外のものに関すること。				○				

ウの項中「相当と」を「相当であると」に改め、同表の13の(1)の下表3の(7)の項を同表の13の(1)の下表3の(8)の項とし、同表の13の(1)の下表3の(6)の項中「#」を「課長が相当であると認めるものについては、課長補佐等又は当該事項を担当するチーフが専決する。」に改め、同項を同表の13の(1)の下表3の(7)の項とし、同表の13の(1)の下表3の(5)の項の次に次のように加える。

(6) 指定代理納付者の指定に係る合議 (規則第41条の3第1項)			○		
--------------------------------------	--	--	---	--	--

別表第3の13の(1)の下表4の項及び5の(1)の項、13の(2)の上表2の(1)のウの項並びに13の(2)の下表1の(2)のイの項、1の(3)のイの項及び3の(1)の項中「相当と」を「相当であると」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。